

神奈川県体操協会 各種部会 規程

総務部会 規程

第 1 条 神奈川県体操協会規約第 7 章第 2 2 条に基づき総務部会（以下「部会」という）を設ける。

第 2 条 本部会は本県体操協会が行う次の業務を担当する。

1. 各種事業の企画・推進
2. 県内事業の記録と広報
3. その他、協会運営上必要とする業務

第 3 条 本部会は部長 1 名、副部長若干名、部員若干名をもって組織する。

第 4 条 部長、副部長、部員は会長が委嘱する。

第 5 条 部員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 6 条 本部会は部長が必要に応じ、理事長の承認を得て開催する。

第 7 条 理事長・副理事長は本部会において意見を述べることができる。

第 8 条 本部会の決定事項は常務理事会の承認を必要とする。

第 9 条 本規程の変更は理事会の承認を必要とする。

付則 本規程は平成 2 7 年 4 月 1 日より施行する。

強化部会 規程

第 1 条 神奈川県体操協会規約第 7 章第 2 2 条に基づき強化部会（以下「部会」という）を設ける。

第 2 条 本部会は本県の競技力向上を図ることを目的として、次の委員会を置く。

- (1) 体操競技強化委員会
- (2) 新体操強化委員会

第 3 条 各委員会は次の業務を行う。

1. 強化練習会の開催
2. 指導者研修会の開催
3. 優秀選手の発掘
4. その他目的を達成するための業務

第 4 条 本部会は部長 1 名、副部長若干名を置き、各委員会の業務運営とその推進に関する指導・助言を行う。

第 5 条 各委員会は委員長 1 名、副委員長若干名、委員若干名をもって組織する。

第 6 条 部長、副部長、委員長、副委員長、委員は会長が委嘱する。

第 7 条 部長・委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 8 条 本部会・委員会は部長が必要に応じ、理事長の承認を得て開催する。

第 9 条 理事長・副理事長は本部会・委員会において意見を述べることができる。

第 10 条 本部会・委員会の決定事項は常務理事会の承認を必要とする。

第 11 条 本規程の変更は理事会の承認を必要とする。

付則 本規程は平成 2 7 年 4 月 1 日より施行する。

普及部会 規程

- 第 1 条 神奈川県体操協会規約第 7 章第 2 2 条に基づき普及部会（以下「部会」という）を設ける。
- 第 2 条 本部会は本県の体操の普及を図ることを目的として、次の業務を行う。
1. 体操教室等の育成
 2. 講習会の開催
 3. 競技会・演技会の開催
 4. その他目的を達成するための業務
- 第 3 条 本部会は部長 1 名、副部長若干名、部員若干名をもって組織する。
- 第 4 条 部長、副部長、部員は会長が委嘱する。
- 第 5 条 部員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第 6 条 本部会は部長が必要に応じ、理事長の承認を得て開催する。
- 第 7 条 理事長・副理事長は本部会において意見を述べることができる。
- 第 8 条 本部会の決定事項は常務理事会の承認を必要とする。
- 第 9 条 本規程の変更は理事会の承認を必要とする。

付則 本規程は平成 2 7 年 4 月 1 日より施行する。

審判部会 規程

- 第 1 条 神奈川県体操協会規約第 7 章第 2 2 条に基づき審判部会（以下「部会」という）を設ける。
- 第 2 条 本部会は本県の体操公認審判員の管理・指導を図ることを目的として、次の委員会を置く。
- (1) 男子体操競技審判委員会
 - (2) 女子体操競技審判委員会
 - (3) 男子新体操審判委員会
 - (4) 女子新体操審判委員会
- 第 3 条 各委員会は次の業務を行う。
1. 審判講習会の開催
 2. 公認審判委員の管理育成
 3. その他目的を達成するための業務
- 第 4 条 本部会は部長 1 名、副部長若干名を置き、各委員会の業務運営とその推進に関する指導・助言を行う。
- 第 5 条 各委員会は、委員長 1 名、副委員長若干名、委員若干名をもって組織する。
- 第 6 条 部長、副部長、委員長、副委員長、委員は会長が委嘱する。
- 第 7 条 部長、委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第 8 条 本部会・委員会は部長が必要に応じ、理事長の承認を得て開催する。
- 第 9 条 理事長・副理事長は本部会において意見を述べるができる。
- 第 10 条 本部会・委員会の決定事項は常務理事会の承認を必要とする。
- 第 11 条 本規程の変更は理事会の承認を必要とする。

付則 本規程は平成 2 7 年 4 月 1 日より施行する。